

⇨ 特殊な電話番号を取得するために支払った費用

Q : 当社では新規事業参入にあたり、電話番号末尾5555の電話加入権を取得しました。

通常電話を設置するためにNTTに支払った費用は10万円、番号の所有者から譲り受けるために支払った代金は100万円でした。

この場合、番号の所有者に支払った100万円を販売促進費として、損金の額に算入することができますか？

A : 損金の額に算入することはできません。

【解説】

電話回線を引き、電話を利用するために要した費用を電話加入権といい、税務上は無形固定資産として計上します。この電話加入権は使用とともにその価値が減少するようなものでないことから、減価償却はしないこととされています。

減価償却資産以外の固定資産である電話加入権の取得価額については、減価償却資産の取得価額の規定に準ずることとされていることから、ご質問のように電話加入権をNTT以外の第三者から取得した場合の取得価額は、次の①と②の合計額になります。

- ①取得した電話加入権の代価（手数料、その他購入に要した費用を加算した金額）
- ②取得した電話加入権を事業の用に供するために要した費用

したがって御社の場合、NTTに支払った10万円と、その番号の所有者に支払った100万円との合計額である110万円を、電話加入権として資産計上する必要があります。

